

「マイケル・ジャクソン」氏名・肖像使用許諾権取得誤認表示不正競争事件：東京地裁平成21(ワ)45807・平成23年10月11日（民47部）判決
＜認容＞

【キーワード】

不競法2条1項13号，（役務広告の役務の質・内容の誤認表示），不競法3条1項，営業上の利益の侵害

【主 文】

- 1 被告は，別紙被告表示目録記載の各表示を被告の営業に係るウェブサイトその他の広告宣伝物に使用してはならない。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は，仮に執行することができる。

【事 実】

本件は，音楽家であった故マイケル・ジャクソン（以下「マイケル」という。）の氏名及び肖像について，これを独占的に使用すること及び独占的に第三者に使用を許諾することの許諾を得た原告が，知的財産権の実施，使用及び利用許諾等を業とする被告において，有効な上記許諾を得て国内の独占的権利を取得していないにもかかわらず，ウェブサイト上に被告が上記独占的権利（使用許諾権）を取得したなどと役務の質・内容について誤認させるような表示をしており，これによって原告の営業上の利益を侵害され，又は侵害されるおそれがあるとして，不正競争防止法3条1項，2条1項13号に基づき，被告に対し，ウェブサイトその他の広告宣伝物への上記表示の使用差止めを求めた事案である。

1 **前提事実**（争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) **当事者**

ア 原告（トライアンフ インターナショナル Inc.）は，音楽家で平成21年6月25日に死亡したマイケルの氏名及び肖像に関し，これを独占的に使用すること及び第三者に対し使用を独占的に許諾することについて，マイケル本人から許諾を受け，マイケルの死後はマイケル・ジョセフ・ジャクソン遺産財団から許諾を受け，これに基づきマイケルの氏名及び肖像の使用許諾等を業としている米国法人である（遺産財団からの許諾につき甲3）。
イ 被告（株式会社イーシービズジャパン）は，著作権，商品化権等の知的財産権の実施，使用，利用許諾，維持，管理等を業とする株式会社である。

(2) **被告による使用許諾契約の締結とウェブサイト上の表示等**

ア 被告は、平成16年11月23日、独国法人のMJネット・エンターテインメント・アー・ゲー（以下「MJネット」という。）及びMJマーケティング（アジア／パシフィック）ピーティーイー・リミテッド（以下「MJマーケティング」という。）との間で、マイケルの氏名及び肖像を使用した商品化につき、許諾期間を同年7月1日から平成22年6月30日までとして、MJネットがMJマーケティングに対して許諾し、MJマーケティングが被告に対して再許諾する旨の商品化許諾契約を締結した（甲12）。

イ 被告は、平成22年6月24日まで、その開設するウェブサイト（http://以下省略。以下「本件ウェブサイト」という。）上に、別紙被告表示目録記載の各表示（以下「本件各表示」という。）をするとともに、「弊社への日本国内・アジア全域及び他の国々へのLicenseに関連する、お問い合わせ等に関しましては、下記Contact UsフォームかE-mail（以下省略）にてお願い申し上げます。」との表示をしていた（終期につき甲32）。

ウ 被告は、株式会社ダイブや株式会社ノビーカンパニー、株式会社やのまん、RAKIA株式会社、株式会社エイチ・エヌ・アンド・アソシエイツ、株式会社LOVEGG-CUBEといった業者に対し、マイケルの氏名及び肖像を使用した商品化を許諾し、上記各業者によってマイケルの氏名や肖像を使用した雑貨や文具、玩具、服飾品等が販売されている。

2 争点

本件の争点は、

- ①被告がマイケルの氏名及び肖像に関する有効な許諾を得て使用許諾権（以下「本件使用許諾権」という。）を取得しておらず、本件各表示が役務の質・内容について誤認させるような表示となっているといえるか、
- ②本件各表示によって原告の営業上の利益が侵害されているか、又は侵害されるおそれがあるか、である。

【判 断】

1 争点①（被告が有効な許諾を得て本件使用許諾権を取得しておらず、本件各表示が役務の質・内容について誤認させるような表示となっているといえるか）について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

（ア）原告は、平成6年8月3日、シグナチュアズの被承継人であるソニー・シグナチュアズ・インコーポレーテッドとの間で、マイケルの氏名及び肖像を独占的に使用すること及び第三者に対し独占的使用を許諾することを認めることを内容とする商品化許諾契約を締結した（甲82）。

(イ) 原告は、平成12年9月30日、MJネットとの間で、ソニー・シグナチュアズ・インコーポレーテッドを承継したシグナチュアズとの間の前記商品化許諾契約が終了したことを停止条件とする商品化許諾契約を締結した。ところが、MJネットは、シグナチュアズの商品化許諾契約が終了する前に商品化事業を開始した(甲11, 131)。

このため、原告が、平成13年9月4日付けで、MJネットに対し、同社との商品化許諾契約を終了させる旨を通知したことから、原告・MJネット・シグナチュアズ間の紛争となり、訴訟等で争った結果、原告は、平成14年11月15日、MJネット及びシグナチュアズとの間で、互いに一切の債権や合意等を放棄・免除して相手方を免責する旨の和解及び免責契約を締結した(甲31, 82, 131)。

(ウ) 被告は、遅くとも平成15年7月ころには、MJマーケティングからマイケルの氏名及び肖像を使用した商品化について許諾を受けるとともに、紳士服の製造・販売等を業とするワキタ株式会社ほか2社に対してマイケルの氏名及び肖像を使用した商品化を再許諾し、同月7日付けの織研新聞に今後服飾品や雑貨、文具等のライセンス事業を本格化させる旨の広告を掲載した(乙1)。

(エ) ワキタ株式会社は、平成15年7月31日、マイケルの代理人弁護士から、マイケルの氏名や肖像を無断で使用しないようメールで警告を受け、その旨を被告に伝えた(乙2, 4)。

(オ) MJネットは、資産の不足を理由として破産手続の開始が拒絶されたため、平成16年9月3日、裁判所の命令によって解散した。この命令は、遅くとも同年11月10日に効力が発生し、MJネットは、清算のみの目的で存在することとなった。(甲33ないし35)

(カ) 被告は、平成17年11月14日ころ、マイケルの代理人弁護士に対し、商品化許諾契約の締結をファクシミリで申し入れた(甲118)。

(キ) 被告は、平成18年11月20日、マイケルの代理人弁護士から、マイケルの氏名や肖像を無断で使用しないようメールで警告を受けた(甲119)。

イ 検討

(ア) 被告がマイケルの氏名や肖像につきその使用許諾権限を有する者から独占的使用を許諾されたことや、独占的に第三者に対し独占的使用を許諾する権利を与えられたことを認めるに足りる証拠はなく、かえって、証拠(甲131)によれば、原告もマイケルも被告に対してマイケルの氏名や肖像に関する使用を許諾していないことが認められる。

また、前記認定によれば、平成12年9月30日には、原告がMJネット

に対してマイケルの氏名及び肖像を使用した商品化を許諾し、平成16年1月23日には、MJネットがMJマーケティングに対し、MJマーケティングが被告に対し、上記商品化を順次許諾しているものの、被告がMJマーケティングから許諾を得るより2年以上前である平成14年11月15日に、原告とMJネット等の間で互いに一切の債権や合意等を放棄・免除して相手方を免責する旨の和解及び免責契約を締結していたのであるから、被告がMJネットを経由し、有効な許諾を得て本件使用許諾権を取得したものということもできない。

(イ) この点につき、被告は、マイケルからその氏名及び肖像の独占的使用や第三者に対し独占的に使用を許諾することについての許諾を受けていた根拠として、平成17年11月8日にマイケルの家族やジャクソン家の顧問弁護士に被告の事業を報告して了解を得たことを挙げ、このことを裏付ける証拠として、被告代表者とワキタ株式会社のC常務がマイケルの父Dと面会してスーツを贈った際の写真(乙7ないし13)やB弁護士の名刺(乙23)を提出する。

しかしながら、そもそも被告の提出する前記各証拠だけでは、被告がマイケルの家族やジャクソン家の顧問弁護士に被告の事業を報告して了解を得たことを認めるに足りない。また、仮にそのような事実があったとしても、マイケルがその家族やジャクソン家の顧問弁護士に許諾権限を与えていたことを認めるに足りる証拠はないから、被告がこれらの者からマイケルの氏名及び肖像の使用の許諾を得たと認めることもできない。

したがって、前記の各証拠によっては、被告がマイケルの氏名及び肖像の使用を許諾されたと認めることはできない。

(ウ) また、被告は、平成19年3月10日にマイケルから被告の事業について相談に乗る旨の手紙を渡された旨主張する。

証拠(乙27)によれば、同手紙には「It seems that my MJ business was successful. Consult about anything freely. Is health said? ... Shortly, it will meet and talk in a loss or Vegas again.」(僕のMJビジネスは成功していたようだね。気軽に何でも相談してよ。体の調子は良いのかい。…今度またロスかベガスで会って話そうよ。)との記載があることが認められる。しかしながら、上記手紙が真正に成立したことを認めるに足りる証拠はない。かえって、証拠(甲131)及び弁論の全趣旨によれば、同手紙の記載中には、「Is health said?」や「a loss」など、米国人ならば誤るとは考え難い文法上の誤りが存在すること、同手紙は被告がマイケルから直接渡されたものではないことが認められることに照らすと、上記手紙の成立の真正には疑義があるというべきである。したがって、被告の提出す

る上記手紙によっては、被告がマイケルから同人の氏名や肖像の独占的使用や第三者に対し独占的に使用を許諾することについての許諾を受けていたことを認めることはできない。

ウ 以上のとおりであって、被告が有効な許諾を得て本件使用許諾権を取得していたとはいえないから、被告が有効な許諾を得てマイケルの氏名及び肖像についての独占的権利ないし本件使用許諾権を取得した旨の本件各表示は、業者等の需要者に対し、被告が本件使用許諾権を取得しており、被告との間で商品化許諾契約を締結すれば、有効な営業上の地位を得てマイケルの氏名や肖像を使用した商品を販売することができる旨誤認させるような表示であるといえる。したがって、本件各表示は、被告によるマイケルの氏名及び肖像を使用した商品化の許諾という役務の質又は内容について誤認させるような表示となっているというべきである。

2 争点②（本件各表示によって原告の営業上の利益が侵害されているか、又は侵害されるおそれがあるか）について

原告は、マイケル本人及びマイケル・ジョセフ・ジャクソン遺産財団から許諾を受けており、マイケルの氏名及び肖像を使用した商品化の許諾事業につき、営業上の利益を有しているというべきである。

ところが、前記第2の1（前提事実）(1)ア、(2)イ・ウのとおり、原告と被告のいずれもが行っているマイケルの氏名及び肖像を使用した商品化の許諾事業は、競合しており、実際、複数の業者が被告との間でマイケルの氏名及び肖像を使用する商品化許諾契約を締結している。また、証拠（甲41、42）によれば、一部の業者は、本件ウェブサイト上の本件各表示を見て、被告が本件使用許諾権を有しているものと誤信したことにより、被告との間で商品化許諾契約を締結し、被告に対してロイヤリティーを支払っていたことが認められる。

なお、弁論の全趣旨によれば、被告は、平成22年6月25日以降、本件ウェブサイトから本件各表示を削除しているものの、なお原告の本件請求を争っているから、本件ウェブサイト上に本件各表示を再び行うおそれがあり、そうなれば、業者が再び被告との間で商品化許諾契約を締結するおそれが生じる。

したがって、本件各表示によって原告の営業上の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあるというべきである。

3 結論

以上によれば、原告の請求は、いずれも理由があるからこれを認容し、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. この事件は、著名な死者である「マイケル・ジャクソン（Michael

Jackson)」の肖像権や氏名権の侵害事件というよりは、故人の肖像や氏名のパブリシティ権を管理する遺産財団が、これに無許諾で使用する被告に対し、不正競争防止法2条1項13号に該当する不正競争行為によって営業上の利益を侵害され又はされるおそれがあるとして、侵害行為の差止めを請求した事件である。

2. 被告は、原告と使用許諾契約をしていないにもかかわらず、あたかも生前の故人や家族や顧問弁護士などと親交があったかのように見える写真や名刺などを証拠として提出していたが、それらは特に故人と生前に彼の氏名や肖像の使用を許諾されていたことを証明するようなものでは全くなかった。ところが、被告は、そのような書面等を使用申込者に呈示して誤信させ、使用許諾の契約をしたことから、詐欺的行為をしていたことになる。

そこで、原告は財団として、故人のパブリシティ権を保護管理するとともに希望者には故人の氏名や肖像などの使用許諾を契約していたから、被告が行った誤信による詐欺的行為は、原告の営業上の利益を侵害する原因となったのである。そして、このような場合であっても、不競法2条1項13号に規定する不正競争行為に該当する、と裁判所は認定したのである。

その意味では、今後も本件のような故人の氏名や肖像の保護のために、他人をして誤信・誤認させるような表示行為に対しては、この不競法の規定は有効なものとなるであろう。

3. 筆者にあつては、故 James Dean について、ジェームス・ディーン財団から遺産管理を委任されている Curtis Management Group からの依頼により、わが国における商標登録の代理を行っており、何回か更新登録をしているが、わが国にあつては前記不競法の規定の活用もあり得ることを助言したいと思う。

その意味では、この判決はきわめて価値の高い評価を与えられてよいであろう。

[牛木 理一]

(別紙)

被 告 表 示 目 録

1 弊社は、日本国内において米国アーティスト『Michael Jackson』の肖像及び名前に関連するマーチャンダイズ権（著作権／隣接権／商標権／営業表示権／競争上の地位の保護／人格権）において独占的権利『Merchandising License Agreement』を契約締結し、国内で権利を有する唯一の企業であります。

2 Ecbizz Japan Co., Ltd
Exclusive and Authorized Merchandising and Licensing Agents
for Michael Jackson